

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
規 則	
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則.....（子ども子育て支援課）	77
○北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則.....（技術普及課）	87
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....（情報政策課）	88
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（感染症対策課）	89
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業施設管理課）	90
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	90
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	90
○土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	90
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	94
○津波災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	120

規 則
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年3月22日 北海道知事 鈴木直道
北海道規則第9号 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。 別記第20号様式の4中
「電話番号」を
「Tel メールアドレス」に、
「電話番号」を

「Tel メールアドレス」に、

(15)	利用形態 年齢	月 ぎ め 額 (月)	定 期 契 約 単位(時間)	一 時 預 かり 単位(時間)	() 単位 ()	そ の 他
利 用 料 金	歳児	円	円	円	円	食事代
	歳児	円	円	円	円	円
	歳児	円	円	円	円	入会金
	歳児	円	円	円	円	円
	歳児	円	円	円	円	キャンセル料
	歳児	円	円	円	円	円
	歳児	円	円	円	円	()
	歳児	円	円	円	円	円

※ 上記料金の記入に当たり、この様式により難しい場合は、利用形態別及び年齢別料金が分かる書類を添付すること。

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	小学生	計
(16) 定員(人)									
(17) 届出年月日の前日において保育している児童の人数									
年齢 在園時間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	小学生	計

を

(15)	利用形態 年齢	月 ぎ め 額 (月)	定 期 契 約 単位(時間)	一 時 預 かり 単位(時間)	() 単位 ()	そ の 他
利 用 料 金	0歳児	円	円	円	円	食事代
	1歳児	円	円	円	円	円
	2歳児	円	円	円	円	入会金
	3歳児	円	円	円	円	円
						キャンセル料
						円
						日用品・文房具費
						円

4 歳児	円	円	円	円	行事参加費 円 通園送迎費 円 () 円
5 歳児	円	円	円	円	
6 歳以上 (就学前)	円	円	円	円	
学童	円	円	円	円	

区 分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳以上 (就学前)	学童	計
(16) 定員(人)	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とする施設の場合、括弧内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。

(17) 届出年月日の前日において保育している児童の人数									
年齢 在園時間	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳以上 (就学前)	学童	計

に、

年齢 保育提供時間	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳以上 (就学前)	小学生	計
--------------	------	------	------	------	------	------	----------------	-----	---

を

年齢 保育提供時間	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳以上 (就学前)	学童	計
--------------	------	------	------	------	------	------	----------------	----	---

に、

(21) 届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数				
A 施設長 (事業所長)	B 保育従事者 (A を除く。)	C その他職員 (A・B を除く。)	D 合計 (A + B + C)	

資 格 の 有 無 等			人 () 人		人 () 人		人 () 人	
	※ 上記の括弧内には1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載 すること。							
	常 勤	非常勤	常勤 人	非常勤 人	常勤 人	非常勤 人	常勤 人	非常勤 人
	・ 保育業務への従事 従事している 従事していない ・ 資格 保育士 看護師 准看護師 その他 ()	保育士 人 看護師 人 准看護師 人 家庭的 保育者 人 その他 人 ()	保育士 人 看護師 人 准看護師 人 家庭的 保育者 人 その他 人 ()	調理員 人 その他 人 ()	調理員 人 その他 人 ()			

を

(21)	届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数							
資 格	A 施設長 (事業所長)		B 保育従事者 (Aを除く。)		C その他職員 (A・Bを除く。)		D 合計 (A + B + C)	
			人 () 人		人 () 人		人 () 人	
の	※ 上記の括弧内には1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。							
有	常 勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
			人	人	人	人	人	人
無 等	・ 保育業務への従事 従事している 従事していない ・ 資格 保育士 看護師		保育士 人 看護師 人 准看護師 人	保育士 人 看護師 人 准看護師 人	調理員 人 その他 人 ()	調理員 人 その他 人 ()		

	准看護師 その他（ ）	家庭的 保育者 人 基準で定める 研修修了者 人 その他 人 （ ）	家庭的 保育者 人 基準で定める 研修修了者 人 その他 人 （ ）				
--	----------------	--	--	--	--	--	--

に、
「※ 有資格者（保育士、看護師又は准看護師）については、保育士登録証の写し等、資格が確認できる書類を添付すること。

(23) 嘱託医の有無	有・無
-------------	-----

を
「
(23) 嘱託医の有無 有・無

に、

「

(25) 職務に従事する職員の配置予定数（平均的な職員配置）								
資格の有無等	A 施設長 （事業所長）		B 保育従事者 （Aを除く。）		C その他職員 （A・Bを除く。）		D 合計（A + B + C）	
			人 （ ）人		人 （ ）人		人 （ ）人	
	※ 上記の括弧内には1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。							
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
			人	人	人	人	人	人
	・保育業務への従事 従事している		保育士 人	保育士 人	調理員 人	調理員 人		
	従事していない		看護師 人	看護師 人	その他 人	その他 人		
	・資格 保育士		人	人	人	人		
			准看護師 人	准看護師 人	（ ）	（ ）		

無等	看護師 准看護師 その他（ ）	人 家庭的 保育者 人 その他 人 （ ）	人 家庭的 保育者 人 その他 人 （ ）				
----	-----------------------	---	---	--	--	--	--

を
「

(25) 職務に従事する職員の配置予定数（平均的な職員配置）								
資格の有無等	A 施設長 （事業所長）		B 保育従事者 （Aを除く。）		C その他職員 （A・Bを除く。）		D 合計 （A + B + C）	
			人 （ ）人		人 （ ）人		人 （ ）人	
	※ 上記の括弧内には1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。							
	常 勤	非常勤	常勤 人	非常勤 人	常勤 人	非常勤 人	常勤 人	非常勤 人
無等	・ 保育業務への従事 従事している		保育士 人	保育士 人	調理員 人	調理員 人		
	従事していない		看護師 人	看護師 人	その他 人	その他 人		
	・ 資格 保育士		准看護師 人	准看護師 人	（ ）	（ ）		
	看護師		人	人				
無等	准看護師		家庭的 保育者 人	家庭的 保育者 人				
	その他（ ）		基準で定める 研修修了者 人	基準で定める 研修修了者 人				
			人	人				
			（ ）	（ ）				

に、

「※ 有資格者（保育士、看護師又は准看護師）については、保育士登録証の写し等、資格が確認できる書類を添付すること。

(27) 施設（事業所）に在籍している保育従事者数	うち、研修受講の有無	保育の質の向上のための研修	人
		居宅訪問型保育研修	人
		子育て支援員研修	人
		家庭的保育者等研修	人
		その他（ ）	人
(28) 職員の研修等の参加状況	参加（研修名、参加年月、参加者数等について記入すること。）		
	不参加		

※ 研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付すること。

(29) 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
-------------------------------	--

※ マッチングサイトのページを印刷するなど、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報の伝達等をしていることが分かる書類を添付すること。

(30) 企業主導型保育事業の適用	有・無
-------------------	-----

※ 施設平面図、パンフレット、料金表等を添付してください。」

を

「

(27) 施設（事業所）に在籍している保育従事者数	注： 以下の内訳を記載するに当たって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。	人
	その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。	
	(内訳) ・保育士	人
	・看護師・准看護師	人
	・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者	人
	・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者	人
	・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者	人

・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱う者を含む。）を修了した者
（研修名： ） 人
・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 人
[うち、上記の研修以外の研修を修了した者
（研修名： ） 人]

(28) 職員の研修等の参加状況	参加（研修名、参加年月、参加者数等について記入すること。）		
	不参加		

※ (28)については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。

(29) 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL		
(30) 企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無	有・無	
(31) 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	有・無	（有の場合、その命令の内容） 事業停止命令・施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 （ ）： 年 月 日

（添付書類）

- 1 （利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合）利用形態別・年齢別料金が分かる書類
 - 2 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
 - 3 認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
 - 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
 - 5 企業主導型保育事業による運営費助成を受ける予定の場合は、通知され次第、企業主導型保育事業運営費助成決定通知書
 - 6 施設平面図、パンフレット、料金等の参考となる資料
- に改め、同様式記入上の注意中「及び(26)」を「、(26)及び(30)」に、

「【17】 届出年月日の前日の満年齢により、一時預かりの児童も含んだ年齢別の児童数を記入してください。

なお、一時預かりの児童数は、括弧内に再掲してください。」

を

「 また、児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、括弧内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲してください。

【17】 届出年月日の前日の満年齢により、一時預かりの児童も含んだ年齢別の児童数を記入してください。

なお、一時預かりの児童数は、括弧内に再掲してください。

また、「学童」は、届出年月日の前日に預かった小学生以上の児童数を記入してください。」

に、

「 「A」、「B」及び「C」は、いずれも、保育士、看護師、准看護師、家庭的保育者及び調理員以外の職種の職員がいる場合は、「その他」にその人数を記入し、括弧内に職種を記入してください。」

を

「 「A」、「B」及び「C」は、いずれも、保育士、看護師、准看護師、家庭的保育者及び調理員以外の職種の職員がいる場合は、「その他」にその人数を記入し、括弧内に職種を記入してください。

「基準で定める研修修了者」は、認可外保育施設指導監督基準第1の2の(2)で定める研修を修了した者の人数を記入してください。」

に、

「【27】 保育に従事している職員のこれまでの研修の受講状況を記入してください。」

を

「【27】 保育に従事している職員の有資格者数及び認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について記入してください。」

に、

「【28】 職務に従事する全ての職員（施設長（事業所長）、保育従事者、調理員及びその他の職員）の研修等の直近3回の参加状況を記入してください。ただし、事業開始の日から届出年月日の前日までに参加した研修が3回以上の場合は、その全てを記入してください。」

を

「【28】 職務に従事する全ての職員（施設長（事業所長）、保育従事者、調理員及びその他の職員）の研修等の直近3回の参加状況を記入してください。

※ 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。」

に、

「【30】 「仕事・子育て両立支援事業」による助成及び援助を受ける「企業主導型保育事業」の適用の有無について○を付してください。」

を

「【30】 企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無を記入してください。助成を受ける予定の場合は、「企業主導型保育事業運営費助成決定通知書」を後日添付してください。

【31】 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、児童福祉法第59条第5項に規定する命令であり、同法第59条の2第1項に規定する業務を目的とする施設に対するものに限ります。」

に改める。

別記第20号様式の7中

「 私立、院内、事務所内、ベビー」を「 私立、院内、事業所内、へき地、ベビー」に、

(6) 設置者	〒
住所等	電話番号

を

(6) 設置者	〒
住所等	Tel メールアドレス

に、

(9) 管理者	〒
住所等	電話番号

を

(9) 管理者	〒
住所等	Tel メールアドレス

に、

(12) 運営者	〒
住所等	電話番号

を

(12) 運 営 者〒

住 所 等Tel

メールアドレス

に、

(18)	利用形態 年齢	月 ぎ め 額 (月)	定 期 契 約 単位(時間)	一時預かり 単位(時間)	() 単位 ()	そ の 他
利 用 料 金	歳児	円	円	円	円	食事代
	歳児	円	円	円	円	円
	歳児	円	円	円	円	入会金
	歳児	円	円	円	円	円
	歳児	円	円	円	円	キャンセル料
	歳児	円	円	円	円	円
	歳児	円	円	円	円	()
	歳児	円	円	円	円	円

※ 上記料金の記入に当たり、この様式により難しい場合は、利用形態別及び年齢別料金が分かる書類を添付すること。

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	小学生	計
(19) 定員(人)									
(20) 報告年月日の前日において保育している児童の人数									
年齢 在園時間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	小学生	計

を

(18)	利用形態 年齢	月 ぎ め 額 (月)	定 期 契 約 単位(時間)	一時預かり 単位(時間)	() 単位 ()	そ の 他
利 用 料	0歳児	円	円	円	円	食事代
	1歳児	円	円	円	円	円
	2歳児	円	円	円	円	入会金
						円
						キャンセル料
						円

金	3歳児	円	円	円	円	日用品・文房具費
	4歳児	円	円	円	円	円
	5歳児	円	円	円	円	行事参加費
	6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	円
	学童	円	円	円	円	通園送迎費
						()
						円

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
(19) 定員(人)	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、括弧内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。

(20) 報告年月日の前日において保育している児童の人数									
年齢 在園時間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計

に、

年齢 保育提供時間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	小学生	計
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---------------	-----	---

を

年齢 保育提供時間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---------------	----	---

に、

「5歳6歳以上小学生

を

「5歳6歳以上学童

に、

児 (就学前) 」「 児 (就学前) 」「

「(23) 報告年月日の前日において職務に従事している職員の配置数

資 格 の 有 無 等	A 施 設 長 （ 事 業 所 長 ）		B 保育従事者 （Aを除く。）		C その他職員 （A・Bを除く。）		D 合計（A + B + C）	
			人 （ ）人		人 （ ）人		人 （ ）人	
	※ 上記の括弧内には1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載 すること。							
	常 勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
			人	人	人	人	人	人
	・ 保育業務への従事 従事している		保育士	保育士	調理員	調理員		
	従事していない		看護師	看護師	その他	その他		
	・ 資格		人	人	人	人		
	保育士		准看護師	准看護師	（ ）	（ ）		
	看護師		人	人				
	准看護師		家庭的	家庭的				
	その他（ ）		保育者	保育者				
			人	人				
			その他	その他				
			人	人				
			（ ）	（ ）				

を

「(23) 報告年月日の前日において職務に従事している職員の配置数

資	A 施設長 (事業所長)		B 保育従事者 (Aを除く。)		C その他職員 (A・Bを除く。)		D 合計 (A + B + C)	
			人 () 人		人 () 人		人 () 人	
格	※ 上記の括弧内には1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。							
の	常 勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
			人	人	人	人	人	人
有	・ 保育業務への従事		保育士	保育士	調理員	調理員		

無 等	従事している 従事していない ・資格 保育士 看護師 准看護師 その他()	人	人	人	人		
		看護師	看護師	その他	その他		
		人	人	人	人		
		准看護師	准看護師	()	()		
		人	人				
	家庭的 保育者 基準で定める 研修修了者 人 その他 ()	家庭的 保育者 基準で定める 研修修了者 人 その他 ()	家庭的 保育者 基準で定める 研修修了者 人 その他 ()				
		人	人				
		人	人				
		人	人				
		人	人				

に、

「※ 有資格者（保育士、看護師又は准看護師）については、保育士登録証の写し等、資格が確認できる書類を添付すること。

(25) 嘱託医の有無 有・無

を

「

(25) 嘱託医の有無 有・無

に、

「(27) 職務に従事する職員の配置予定数（平均的な職員配置）

資 格	A 施 設 長 (事 業 所 長)		B 保育従事者 (Aを除く。)		C その他職員 (A・Bを除く。)		D 合計 (A + B + C)	
			人 () 人		人 () 人		人 () 人	
	※ 上記の括弧内には1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載 すること。							
	常 勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
			人	人	人	人	人	人

の有無等	・保育業務への従事 従事している	保育士 人	保育士 人	調理員 人	調理員 人		
	従事していない	看護師 人	看護師 人	その他 人	その他 人		
	・資格 保育士	准看護師 人	准看護師 人	() ()	() ()		
	看護師	人	人				
	准看護師	家庭的 人	家庭的 人				
	その他 ()	保育者 人	保育者 人				
		その他 人	その他 人				
		() ()	() ()				

を

27 職務に従事する職員の配置予定数（平均的な職員配置）							
資格	A 施設長 （事業所長）		B 保育従事者 （Aを除く。）		C その他職員 （A・Bを除く。）		D 合計 （A + B + C）
			人 （ ）人		人 （ ）人		人 （ ）人
の有無等	※ 上記の括弧内には1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。						
	常 勤	非常勤	常勤 人	非常勤 人	常勤 人	非常勤 人	常勤 人 非常勤 人
の有無等	・ 保育業務への従事 従事している		保育士 人	保育士 人	調理員 人	調理員 人	
	従事していない		看護師 人	看護師 人	その他 人	その他 人	
	・ 資格		人	人	人	人	
	保育士		准看護師 人	准看護師 人	（ ）	（ ）	
	看護師		人	人			
	准看護師		人	人			
その他（ ）		家庭的 保育者 人	家庭的 保育者 人				
		基準で定める 研修修了者	基準で定める 研修修了者				

		人 その他 人 ()	人 その他 人 ()				
--	--	----------------------	----------------------	--	--	--	--

に、

「※ 有資格者（保育士、看護師又は准看護師）については、保育士登録証の写し等、資格が確認できる書類を添付すること。

〔29〕 施設（事業所）に在籍している保育従事者数	人
うち、研修受講の有無	保育の質の向上のための研修 人
	居宅訪問型保育研修 人
	子育て支援員研修 人
	家庭的保育者等研修 人
	その他 () 人

※ 研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付すること。

〔30〕	加 入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他 ()
------	-----	-------	---------------------

を

〔29〕 施設（事業所）に在籍している保育従事者数		人
〔注： 以下の内訳を記載するに当たって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。		人
その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。		人
(内訳)		人
・保育士		人
・看護師・准看護師		人
・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者		人
・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者		人
・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者		人
・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱う者を含む。）を修了した者		人
（研修名：)		人
・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者		人

[うち、上記の研修以外の研修を修了した者
(研修名:) 人]

(30) 加 入 保険の種類 賠償責任保険・傷害保険・その他 ()

に、
「階段等設備 (イ)欄及び(ロ)欄に掲げる設備がそれぞれ1
つ以上設けられている)
(イ) ①屋内階段 ②屋外階段
(ロ) ①屋内避難階段 ②バルコニー
③傾斜路等 ④屋外階段

を
「階段等設備 (下表の区分ごとに掲げる設備がそれぞれ
1つ以上設けられている)
常用 ①屋内階段 ②屋外階段
避難用 ①屋内避難階段 ②バルコニー
③屋外傾斜路等 ④屋外階段

に、
「(41) 保育室が3階
以上にある 転落防止設備 (窓さく 階段手すり テラス手すり) 適・不適
耐火構造の建物 (鉄筋コンクリート れんが 石) 適・不適
階段等設備 (イ)欄及び(ロ)欄に掲げる設備が保育室等か
ら30m以内にそれぞれ1つ以上設けられて
いる)
(イ) ①屋内避難階段 ②屋外階段
(ロ) ①屋内避難階段 ②傾斜路等 ③屋外階段を
「(41) 保育室が3階
以上にある 転落防止設備 (窓さく 階段手すり テラス手すり) 適・不適
耐火構造の建物 (鉄筋コンクリート れんが 石) 適・不適
階段等設備 (下表の区分ごとに掲げる設備がそれぞれ
1つ以上設けられている)
(下表の設備が保育室等の各部分から30m
以下に設けられている) 適・不適

常用 ①屋内避難階段 ②屋外階段
避難用 ①屋内避難階段 ②屋外傾斜路等
③屋外階段

に、
「不参加

※ 研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付
すること。
を
「不参加

※ (46)については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。」
に、
「(61) 感 染 症 へ の 対 応 再登園に当たっての取扱い
(かかりつけ医の治癒証明等の提出 実施・未実施)
歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等の共用防止
実施・未実施を
「(61) 感染症への対応 再登園に当たっての取扱い
(かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出
実施・未実施)
歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等の共用防止
実施・未実施に、
「(62) 乳幼児突然死症候群の予防 を (62) 乳幼児突然死症候群に対
する注意 に、
「(69) 子どもの預かりサー
ビスのマッチング
サイトのURL

※ マッチングサイトのページを印刷するなど、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報の伝達等をしていることが分かる書類を添付すること。

(70) 企業主導型保育事業の適用	有・無
-------------------	-----

※ 施設平面図、パンフレット、料金表等を添付してください。」を

(69) 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL		
(70) 企業主導型保育事業による運営費助成(予定)の有無	有・無	
(71) 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	有・無	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令・施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)
(72) 子育て支援事業の実施状況	事業名	実施状況

※ (72)については、地方裁量型認定こども園の場合のみ記入すること。

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がかかる書類
- 2 有資格者(保育士、看護師・准看護師)について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内

容に関する情報を伝達等していることが分かる書類

5 企業主導型保育事業による運営費助成を受ける予定の場合は、通知され次第、企業主導型保育事業運営費助成決定通知書

6 施設平面図、パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

7 地方裁量型認定こども園の場合、子育て支援事業に関する書類」

に改め、同様式記入上の注意中

「◎この記入上の注意をよく読み、どの項目にも空欄がないよう、必ず全て記入してください。ただし、居宅訪問型保育事業所については、(10)～(13)、(20)、(22)、(24)～(26)、(28)、(32)～(41)、(43)～(45)、(51)、(52)、(55)、(60)、(61)、(67)、(68)及び(70)の記入は不要とします。」

を

「◎この記入上の注意をよく読み、どの項目にも空欄がないよう、必ず全て記入してください。ただし、居宅訪問型保育事業所については、(10)～(13)、(20)、(22)、(24)～(26)、(28)、(32)～(41)、(43)～(45)、(51)、(52)、(55)、(60)、(61)、(67)、(68)及び(70)の記入は不要とします。また、(72)については、地方裁量型認定こども園の場合のみ記入してください。」

に、

「【20】 運営状況報告年月日の前日の満年齢により、一時預かりの児童も含んだ年齢別の児童数を記入してください。
なお、一時預かりの児童数は、括弧内に再掲してください。」

を

「 また、児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、括弧内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲してください。

【20】 運営状況報告年月日の前日の満年齢により、一時預かりの児童も含んだ年齢別の児童数を記入してください。

なお、一時預かりの児童数は、括弧内に再掲してください。

また、「学童」は、運営状況報告年月日の前日に預かった小学生以上の児童数を記入してください。」

に、

「 「A」、「B」及び「C」は、いずれも、保育士、看護師、准看護師、家庭的保育者及び調理員以外の職種の職員がいる場合は、「その他」にその人数を記入し、括弧内に職種を記入してください。」

を

「 「A」、「B」及び「C」は、いずれも、保育士、看護師、准看護師、家庭的保育者及び調理員以外の職種の職員がいる場合は、「その他」にその人数を記入し、括弧内に職種を記入してください。

「基準で定める研修修了者」は、認可外保育施設指導監督基準第1の2の(2)で定

める研修を修了した者の人数を記入してください。」

に、

「【29】 保育に従事している職員のこれまでの研修の受講状況を記入してください。」

を

「【29】 保育に従事している職員の有資格者数及び認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について記入してください。」

に、

「【46】 職務に従事する全ての職員（施設長（事業所長）、保育従事者、調理員及びその他の職員）の研修等の直近3回の参加状況を記入してください。ただし、運営状況報告記入日の年度に参加した研修が3回以上の場合は、その全てを記入してください。」

を

「【46】 職務に従事する全ての職員（施設長（事業所長）、保育従事者、調理員及びその他の職員）の研修等の直近3回の参加状況を記入してください。

※ 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。」

に、

「【70】 「仕事・子育て両立支援事業」による助成及び援助を受ける「企業主導型保育事業」の適用の有無について○を付してください。」

を

「【70】 企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無を記入してください。助成を受ける予定の場合は、「企業主導型保育事業運営費助成決定通知書」を後日添付してください。

【71】 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、児童福祉法第59条第5項に規定する命令であり、同法第59条の2第1項に規定する業務を目的とする施設に対するものに限りま

す。

【72】 地方裁量型認定こども園の場合は、実施している子育て支援事業の事業名と実施状況を記載してください。」

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第10号

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

科目及び時間数の基準

区分			科目（単位数）		時間数	
			第1学年	第2学年	第1学年	第2学年
	教養科目	必修科目	農 業 技 術 基 礎(1) 体 育 I(1) 外 国 語 I(1) 基 礎 数 学(1)	体 育 II(1) 外 国 語 II(1)	時間 90	時間 60
			特 別 活 動(2)		90	
		選択科目	アグリライフ論(2) 英 会 話(1) 農 村 活 性 化 論(1)		60	
	共通専門科目	必修科目	農 業 機 械 学(1) 農 業 機 械 学 演 習(1) 刈 払 機 基 礎(1) 農 業 簿 記(1) 農 業 簿 記 演 習(1)	農 政 ・ 経 済(1) 農 業 経 営(1) 経 営 分 析 論 演 習(1) 経 営 設 計(2) 経 営 設 計 演 習(1)	105	120
選択科目		農畜産物加工・起業概論(2) スマート農業機械学(1) 新規参入者入門(1) キャリアデザイン(1) 危 険 物(2)	長期海外研修等実践英会話(1) 海外農業視察研修(2) アグリビジネス論(1)	105	105	
			乳 牛 飼 養 論(1) 肉 牛 飼 養 論 I(1) 畑 作 栽 培 概 論(1) 野 菜 栽 培 概 論(1) 毒 物 劇 物(2) 溶 接(1)		120	
畜	必修	プロジェクト概論(1) 家 畜 飼 養 論(1) 牛 体 管 理 演 習(1) 専 攻 実 習(6) スマート農業機械学演習(1) 家 畜 栄 養 学(1) 家 畜 解 剖 学(1) 家 畜 育 種 論(1)	プロジェクト実践Ⅱ(8) 畜 舎 管 理 実 習 Ⅱ(3) 家 畜 飼 養 管 理 演 習(1) 卒 業 論 文(4)	1,110	645	

養成課程	産経営学科専門科目	科目	体験学習(9) 畜舎管理実習Ⅰ(3) 飼料作物学(1) プロジェクト実践Ⅰ(2) 家畜繁殖学Ⅰ(2) 農場HACCP概論(1) 環境土壌学(1)			
		選択科目	家畜衛生演習(1) 情報処理演習(1) 家畜繁殖学Ⅱ(2) 家畜繁殖学演習(3) 家畜衛生学(1) 畜産物加工流通論(1) 生物工学(1) 肉牛飼養論Ⅱ(1)		255	
	畑作園芸経営学科専門科目	必修科目	生物工学演習(1) 植物生理概論(1) プロジェクト概論(1) 畑作園芸機械施設論(1) 畑作園芸機械施設演習(1) 作物保護(3) 専攻実習(8) 体験学習(9) GAP概論(1) プロジェクト実践Ⅰ(2) 土壌肥料実験(1) 土壌肥料学(1)	プロジェクト実践Ⅱ(10) 農産物流通論(1) 卒業論文(4)	1,065	585
			作業機械技能演習(2)		60	
		選択科目	スマート農業機械学演習(1) クリーン農業・環境保全論(1) 情報処理演習(1)		75	
			麦類栽培論(1) 豆類栽培論(1) ばれいしょ栽培論(1) てんさい栽培論(1) 葉菜類栽培論(1) 根菜類栽培論(1) 果菜類栽培論(1) 西洋野菜・花き栽培論(1)		120	
					畜産経営学科	
					1,470	1,185

研究課程	必修科目	研究課題計画演習Ⅰ(3) 総合実習Ⅰ(15) 農業機械組織利用演習(1) 財務管理(3) 長期計画演習(3) 専門研究(3) 農業経済(1) 農業経営(1) 農業経営者実践論(1) 農業統計(1) 農業技術概論(1) 農業支援組織論(2) 家畜飼養特論(2) 作物栽培特論(2) アグリサポート演習Ⅰ(1)	総合実習Ⅱ(15) 研究課題計画演習Ⅱ(2) 農協・農業団体論(1) 農業法人化論(1) 農業税務基礎(1) 農業政策(1) 卒業論文(9) 先進農業特別実習(1) アグリサポート演習Ⅱ(2)	1,215	1,170		
	選択科目	作物栽培基礎(1) 土壌肥料学(1) 労働衛生・労働管理(1)	特別講座(2) ITビジネス論(1)	45	45		
計		1,260	1,215				
		255					

附則

1この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2令和4年3月31日において現に北海道立農業大学校の養成課程又は研究課程に在籍している者に係る履修すべき科目及び時間数の基準については、この規則による改正後の北海道立農業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告	示
---	---

北海道告示第190号

次のとおり一般競争入札による落札者を決定した。

令和4年3月22日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) マイクロソフトOffice LTSC Standard 2021 3,721ライセンス
- (2) マイクロソフトOffice LTSC Standard 2021-Education 552ライセンス

2 落札を決定した日

令和4年1月13日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 大丸株式会社
- (2) 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

147,350,625円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年12月3日付け北海道告示第754号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第191号

次のとおり一般競争入札による落札者を決定した。

令和4年3月22日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) パーソナルコンピュータ 一式 204台分
- (2) パーソナルコンピュータ 一式 2台分
- (3) パーソナルコンピュータ 一式 2台分
- (4) パーソナルコンピュータ 一式 55台分
- (5) パーソナルコンピュータ 一式 3台分

2 落札を決定した日

令和4年2月7日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(2)及び(5)

ア 氏名 大丸株式会社

イ 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

(2) 1の(3)及び(4)

ア 氏名 北海道オフィス・マシン株式会社

イ 住所 札幌市中央区大通西16丁目3番地

4 落札金額

- (1) 32,672,640円
- (2) 388,520円
- (3) 434,500円
- (4) 10,920,250円
- (5) 630,630円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年12月28日付け北海道告示第803号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第192号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年3月22日

北海道知事 鈴木直道

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬（ペラミビル水和物注射液）
行政備蓄用ラピアクタ点滴静注用バイアル150mg
55,400バイアル（27,700人分）

2 随意契約の相手方を決定した日

令和4年2月4日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 塩野義製薬株式会社
- (2) 住所 大阪府大阪市中央区道修町三丁目1番8号

4 随意契約に係る契約金額

61,276,116円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道告示第193号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和4年3月10日、上磯土地改良区の定款の変更を認可した。 令和4年3月22日 北海道知事 鈴木直道 北海道告示第194号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、令和4年3月23日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。 また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。 令和4年3月22日 北海道知事 鈴木直道 北海道告示第195号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 令和4年3月22日 北海道知事 鈴木直道 1 指定施業要件変更予定保安林 久遠郡せたな町（次の図に示す部分に限る。）	の所在場所 2 保安林として指定された目的 飛砂の防備 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山振興局産業振興部林務課及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第196号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。 令和4年3月22日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 アイドマリ川（Ⅱ－95－0010） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町相泊（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 知徒来右1の沢（Ⅱ－95－0290） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町栄町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 神社の沢川（Ⅰ－95－0340） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町栄町、船見町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
--	--

4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 湯の沢2号川（I-95-0370） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町栄町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 湯の沢3号川（I-95-0380） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町栄町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 発電所川（II-95-0390） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町湯ノ沢町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ホテルの沢川（I-95-0400） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町湯ノ沢町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 湯の沢向川（I-95-0410） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町湯ノ沢町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ふ化場の沢川（I-95-0420） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町湯ノ沢町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 無名川（I-95-0460） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町緑町、礼文町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 タチニウス上川（I-95-0480） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町礼文町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中浦の沢川（I-95-0550） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町松法町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 左2の沢川（I-95-0580） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町知昭町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 八木浜沢川（I-95-0590） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町八木浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 立苅白別川（I-95-0610） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町麻布町、八木浜町（次の図のとおり）
---	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 阿部の沢川（Ⅰ－95－0630） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町麻布町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 幌萌小沢川（Ⅱ－95－0690） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町幌萌町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 左1の沢川（Ⅱ－95－0710） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町峯浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 羅臼岬5（Ⅱ－9－217－2311） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町岬町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 羅臼町－1（〈5〉－9－694－1） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町昆布浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 羅臼町－2（〈5〉－9－694－2） (2) 土砂災害警戒区域の表示	目梨郡羅臼町相泊（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 羅臼町－3（〈5〉－9－694－3） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町湯ノ沢町、緑町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 知円別（〈3〉－9－694－694－0001） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町岬町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 竹内地先（〈3〉－9－694－694－0002） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 栄町団地（〈3〉－9－694－694－0003） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町栄町、緑町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 緑町団地（〈3〉－9－694－694－0004） (2) 土砂災害警戒区域の表示 目梨郡羅臼町緑町、栄町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 銭函沢川（Ⅰ－11－0060）
---	---

(2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市桂岡町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 銭函3号沢川（I-11-0051） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市桂岡町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 張碓(3)（1-5-70） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 張碓学校沢川（I-11-0100） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市春香町、張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 張碓仲川（II-11-0110） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市春香町、張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 張碓トンネル（1-2-67） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市朝里4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号	張碓(1)（1-3-68） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市春香町、張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 張碓(2)（1-4-69） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 張碓(4)（1-6-71） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小樽新光1（I-1-229-766） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市新光町、新光5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 栄浜（〈2〉-2-1） (2) 土砂災害警戒区域の表示 爾志郡乙部町字栄浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 38(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上久保内(1)（3-7-152） (2) 土砂災害警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字上久保内、伊達市大滝区昭園町、北湯沢温泉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り
---	--

39(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 幸内（3－8－153） (2) 土砂災害警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字幸内、字上久保内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 40(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上久保内(2)（3－79－460） (2) 土砂災害警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字上久保内、伊達市大滝区昭園町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 41(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 壮瞥上久保内1（3－7－152－1） (2) 土砂災害警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字上久保内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 42(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 壮瞥幸内2（3－8－153－2） (2) 土砂災害警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字幸内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 43(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東湖畔地区2（〈3〉－3－575－575－0002） (2) 土砂災害警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字東湖畔（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 44(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東湖畔地区3（〈3〉－3－575－575－0003） (2) 土砂災害警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字東湖畔、字仲洞爺（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	地滑り 45(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 幸内（〈2〉－3－2） (2) 土砂災害警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字上久保内、字幸内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 46(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 三和二の沢川（Ⅱ－34－0820） (2) 土砂災害警戒区域の表示 沙流郡日高町字三和、字正和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 47(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 三和三の沢川（Ⅱ－34－0830） (2) 土砂災害警戒区域の表示 沙流郡日高町字三和、字正和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 48(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 三和一の沢川（Ⅰ－34－0840） (2) 土砂災害警戒区域の表示 沙流郡日高町字三和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 49(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 正和（3－87－468） (2) 土砂災害警戒区域の表示 沙流郡日高町字正和、字三和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第197号
--	--

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年3月22日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
瀬石温泉の沢川（Ⅱ－95－0020）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
目梨郡羅臼町瀬石（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
斉藤の沢川（Ⅱ－95－0030）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
目梨郡羅臼町瀬石（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
セセキの滝川（Ⅱ－95－0040）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
目梨郡羅臼町瀬石（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
オシヨロコツ川（Ⅱ－95－0050）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
目梨郡羅臼町昆布浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
昆布浜3の沢川（Ⅱ－95－0060）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
目梨郡羅臼町昆布浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
昆布浜2の沢川（Ⅱ－95－0070）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
目梨郡羅臼町昆布浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
昆布浜1の沢川（Ⅱ－95－0080）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
目梨郡羅臼町昆布浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊岩西沢川（Ⅱ－95－0090）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
目梨郡羅臼町北浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

コブカリコタン川（Ⅱ－95－0100） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町北浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北浜沢川（Ⅱ－95－0110） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町北浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 キキリベツ川（Ⅱ－95－0120） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町北浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 平川の沢川（Ⅰ－95－0140） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町岬町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 チエンベツ川（Ⅱ－95－0160） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町岬町（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 海岸町4号沢（Ⅰ－95－0190） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 海岸町3号沢（Ⅱ－95－0200） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 富塚の沢川（Ⅰ－95－0220） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 海岸町2号沢（Ⅱ－95－0230） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
--	--

次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 海岸町5号沢（Ⅱ－95－0240） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 海岸町1号沢（Ⅰ－95－0250） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ハシコイ川（Ⅰ－95－0260） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 立岩上沢川（Ⅱ－95－0270） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ガイズ沢（Ⅰ－95－0280）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町共栄町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 知徒来右2の沢（Ⅰ－95－0300） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町共栄町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 寺の沢川（Ⅰ－95－0320） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町共栄町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 湯の沢1号川（Ⅰ－95－0360） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町栄町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 緑町3の沢川（Ⅰ－95－0440） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町緑町、礼文町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	---

土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 緑町2の沢川（Ⅰ－95－0450） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町緑町、礼文町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本町沢川（Ⅰ－95－0470） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町本町、礼文町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 立仁臼川（Ⅱ－95－0490） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町礼文町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 タチニウス下川（Ⅱ－95－0500） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町礼文町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 飛仁臼川（Ⅰ－95－0510） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町礼文町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文沢川（Ⅰ－95－0520） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町礼文町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 オタフク沢川（Ⅰ－95－0530） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町松法町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 知昭沢川（Ⅰ－95－0560） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町知昭町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 麻布町沢川（Ⅰ－95－0620） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
--	--

目梨郡羅臼町麻布町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 阿保の沢川（I－95－0640） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町麻布町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼峯浜（I－9－167－2888） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町峯浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼春日1（I－9－168－2889） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町春日町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼春日3（I－9－169－2890） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町春日町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼春日4（I－9－170－2891） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町春日町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼麻布4（I－9－171－2892） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町麻布町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼八木浜1（I－9－172－2893） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町八木浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼八木浜2（I－9－173－2894） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町八木浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
--	---

羅臼八木浜3（I-9-174-2895） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町八木浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼八木浜5（I-9-175-2896） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町八木浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼知昭1（I-9-176-2897） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町知昭町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼知昭2（I-9-177-2898） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町知昭町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼知昭3（I-9-178-2899） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町知昭町（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼知昭4（I-9-179-2900） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町知昭町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼松法1（I-9-180-2901） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町松法町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼礼文2（I-9-181-2902） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町礼文町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼礼文3（I-9-182-2903） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町礼文町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
--	---

次の図のとおり 53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅白礼文5（I－9－183－2904） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅白町礼文町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅白礼文6（I－9－184－2905） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅白町礼文町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅白礼文7（I－9－185－2906） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅白町礼文町、本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅白礼文8（I－9－186－2907） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅白町礼文町、本町、緑町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅白緑（I－9－187－2908）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅白町礼文町、栄町、緑町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅白湯の沢1（I－9－188－2909） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅白町湯ノ沢町、栄町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅白湯の沢2（I－9－189－2910） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅白町湯ノ沢町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅白湯の沢3（I－9－190－2911） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅白町湯ノ沢町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅白栄町1（I－9－191－2912） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅白町栄町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	--

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼栄町 2 (I-9-192-2913) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町栄町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼栄町 4 (I-9-194-2915) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町栄町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼栄町 (I-9-195-2916) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町栄町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼栄町 5 (I-9-196-2917) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町栄町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼栄町・船見 (I-9-197-2918) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町栄町、船見町、富士見町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼船見 (I-9-198-2919) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町船見町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼共栄 1 (I-9-199-2920) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町共栄町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼共栄 3 (I-9-200-2921) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町共栄町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼共栄 6 (I-9-201-2922) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	--

目梨郡羅臼町共栄町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸 2（I－9－202－2923） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸 4（I－9－203－2924） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸 5（I－9－204－2925） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸 6（I－9－205－2926） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸 7（I－9－206－2927） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸 9（I－9－207－2928） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸10（I－9－208－2929） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸15（I－9－209－2930） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 79(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
--	---

羅臼海岸20（Ⅰ－9－210－2931） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 80(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼岬2（Ⅰ－9－211－2932） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町岬町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 81(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼岬4（Ⅰ－9－212－2933） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町岬町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 82(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼岬6（Ⅰ－9－213－2934） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町岬町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 83(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼岬10（Ⅰ－9－214－2935） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町岬町（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 84(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼岬11（Ⅰ－9－215－2936） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町岬町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 85(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼北浜1（Ⅰ－9－216－2937） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町北浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 86(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼北浜2（Ⅰ－9－217－2938） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町北浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 87(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼北浜3（Ⅰ－9－218－2939） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町北浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
--	---

次の図のとおり 88(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼北浜4（Ⅰ－9－219－2940） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町北浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 89(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼北浜5（Ⅰ－9－220－2941） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町北浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 90(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼北浜7（Ⅰ－9－221－2942） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町北浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 91(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼北浜8（Ⅰ－9－222－2943） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町北浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 92(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼北浜10（Ⅰ－9－223－2944）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町北浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 93(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼昆布浜7（Ⅰ－9－224－2945） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町昆布浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 94(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼昆布浜8（Ⅰ－9－225－2946） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町昆布浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 95(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼昆布浜10（Ⅰ－9－226－2947） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町昆布浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 96(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼瀬石2（Ⅰ－9－227－2948） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町昆布浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	---

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 97(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼瀬石 4 (Ⅰ－9－228－2949) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町瀬石 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 98(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼瀬石 5 (Ⅰ－9－229－2950) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町瀬石 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 99(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼瀬石 7 (Ⅰ－9－230－2951) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町瀬石 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 100(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼瀬石 8 (Ⅰ－9－231－2952) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町瀬石、相泊 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	101(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼瀬石 9 (Ⅰ－9－232－2953) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町相泊 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 102(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼相泊 6 (Ⅰ－9－233－2954) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町相泊 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 103(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼相泊 8 (Ⅰ－9－234－2955) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町相泊 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 104(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼幌萌 1 (Ⅱ－9－187－2281) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町幌萌町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 105(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼幌萌 2 (Ⅱ－9－188－2282) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	---

目梨郡羅臼町幌萌町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 106(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼幌萌 3（Ⅱ－9－189－2283） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町幌萌町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 107(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼幌萌 4（Ⅱ－9－190－2284） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町幌萌町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 108(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼春日 2（Ⅱ－9－191－2285） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町春日町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 109(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼春日 5（Ⅱ－9－192－2286） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町春日町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 110(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼麻布 1（Ⅱ－9－193－2287） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町麻布町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 111(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼麻布 2（Ⅱ－9－194－2288） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町麻布町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 112(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼麻布 3（Ⅱ－9－195－2289） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町麻布町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 113(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼八木浜 4（Ⅱ－9－196－2290） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町八木浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 114(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
--	--

羅臼松法 2 (Ⅱ - 9 - 197 - 2291) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町松法町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 115(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼松法 3 (Ⅱ - 9 - 198 - 2292) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町松法町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 116(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼礼文 1 (Ⅱ - 9 - 199 - 2293) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町礼文町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 117(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼礼文 4 (Ⅱ - 9 - 200 - 2294) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町礼文町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 118(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼共栄 2 (Ⅱ - 9 - 201 - 2295) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町共栄町 (次の図のとおり)	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 119(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼共栄 4 (Ⅱ - 9 - 202 - 2296) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町共栄町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 120(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼共栄 5 (Ⅱ - 9 - 203 - 2297) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町共栄町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 121(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸 1 (Ⅱ - 9 - 204 - 2298) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 122(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸 3 (Ⅱ - 9 - 205 - 2299) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	---

次の図のとおり 123(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸8（Ⅱ－9－206－2300） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 124(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸11（Ⅱ－9－207－2301） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 125(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸12（Ⅱ－9－208－2302） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 126(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸13（Ⅱ－9－209－2303） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 127(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸14（Ⅱ－9－210－2304）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 128(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸16（Ⅱ－9－211－2305） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 129(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸17（Ⅱ－9－212－2306） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 130(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸18（Ⅱ－9－213－2307） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 131(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼海岸19（Ⅱ－9－214－2308） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町海岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	--

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 132(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼岬 1 (Ⅱ－9－215－2309) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町岬町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 133(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼岬 3 (Ⅱ－9－216－2310) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町岬町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 134(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼岬 7 (Ⅱ－9－218－2312) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町岬町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 135(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼岬 8 (Ⅱ－9－219－2313) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町岬町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	136(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼岬 9 (Ⅱ－9－220－2314) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町岬町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 137(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼北浜 6 (Ⅱ－9－221－2315) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町北浜 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 138(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼北浜 9 (Ⅱ－9－222－2316) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町北浜 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 139(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼北浜 11 (Ⅱ－9－223－2317) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町北浜 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 140(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼北浜 12 (Ⅱ－9－224－2318) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	---

目梨郡羅臼町北浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 141(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼昆布浜 1（Ⅱ－9－225－2319） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町北浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 142(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼昆布浜 2（Ⅱ－9－226－2320） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町北浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 143(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼昆布浜 3（Ⅱ－9－227－2321） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町北浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 144(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼昆布浜 4（Ⅱ－9－228－2322） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町昆布浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 145(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼昆布浜 5（Ⅱ－9－229－2323） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町昆布浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 146(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼昆布浜 6（Ⅱ－9－230－2324） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町昆布浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 147(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼昆布浜 9（Ⅱ－9－231－2325） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町昆布浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 148(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼瀬石 1（Ⅱ－9－232－2326） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町昆布浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 149(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
--	---

羅臼瀬石 3（Ⅱ－9－233－2327） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町昆布浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 150(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼瀬石 6（Ⅱ－9－234－2328） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町瀬石（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 151(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼相泊 1（Ⅱ－9－235－2329） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町相泊（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 152(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼相泊 2（Ⅱ－9－236－2330） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町相泊（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 153(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼相泊 3（Ⅱ－9－237－2331） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町相泊（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 154(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼相泊 4（Ⅱ－9－238－2332） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町相泊（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 155(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼相泊 5（Ⅱ－9－239－2333） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町相泊（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 156(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼相泊 7（Ⅱ－9－240－2334） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町相泊（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 157(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼松法 1－2（Ⅰ－9－180－2901－2） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町松法町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	--

次の図のとおり 158(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓3（Ⅰ－1－246－783） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 159(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓5（Ⅰ－1－248－785） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 160(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽新光1丁目（Ⅰ－1－223－760） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市新光1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 161(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽新光1丁目4（Ⅱ－1－52－605） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市新光1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 162(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽桂岡6（Ⅰ－1－263－800）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桂岡町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 163(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽桂岡7（Ⅰ－1－264－801） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桂岡町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 164(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 しらかば川（Ⅰ－11－0180） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市新光町、新光5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 165(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽桂岡5（Ⅰ－1－262－799） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桂岡町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 166(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽桂岡8（Ⅰ－1－265－802） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桂岡町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	---

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 167(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽桂岡9（Ⅰ－1－266－803） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桂岡町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 168(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽桂岡11（Ⅱ－1－81－634） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桂岡町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 169(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓2（Ⅰ－1－245－782） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 170(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓4（Ⅰ－1－247－784） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町、銭函1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	171(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓6（Ⅱ－1－69－622） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 172(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓8（Ⅱ－1－71－624） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市春香町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 173(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓10（Ⅱ－1－73－626） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 174(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓11（Ⅱ－1－74－627） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 175(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓12（Ⅱ－1－75－628） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	---

小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 176(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓13（Ⅱ－1－76－629） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 177(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓14（Ⅱ－1－77－630） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 178(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓15（Ⅱ－1－78－631） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 179(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓18（Ⅲ－1－20－342） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 180(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓23（Ⅲ－1－25－347） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 181(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 春香川（Ⅰ－11－0080） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市春香町、張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 182(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 張碓川神社沢川（Ⅱ－11－0090） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市春香町、張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 183(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 張碓右の沢川（Ⅱ－11－0120） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市春香町、張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 184(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
---	---

張碓左の沢川（Ⅱ－11－0130） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市春香町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 185(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 カムイ川（Ⅱ－11－0150） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市新光町、朝里4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 186(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里1丁目(1)（Ⅰ－1－220－757） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里1丁目、朝里2丁目、船浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 187(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里1丁目(2)・3丁目（Ⅰ－1－221－758） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里1丁目、朝里2丁目、朝里3丁目、朝里4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 188(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里4丁目1（Ⅰ－1－222－759） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里3丁目、朝里4丁目（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 189(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里4丁目4（Ⅲ－1－16－338） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 190(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里4丁目5（Ⅲ－1－17－339） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 191(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓16（Ⅲ－1－18－340） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町、春香町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 192(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓17（Ⅲ－1－19－341） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	---

次の図のとおり 193(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓19（Ⅲ－１－21－343） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 194(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓20（Ⅲ－１－22－344） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 195(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓21（Ⅲ－１－23－345） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 196(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓22（Ⅲ－１－24－346） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 197(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽桂岡14（Ⅱ－１－84－637）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桂岡町、見晴町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 198(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓24（Ⅲ－１－26－348） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 199(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 仏の沢川（Ⅱ－11－0140） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市春香町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 200(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽富岡2丁目1（Ⅰ－１－108－645） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市富岡2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 201(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽富岡2丁目2（Ⅰ－１－110－647） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市富岡2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	--

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 202(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 乙部花磯1 (I-2-467-1505) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 爾志郡乙部町字花磯 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 203(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥尻松江2-(3) (I-2-510-1548) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字松江 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 204(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ホロト川 (I-32-1090) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字久保内、字東湖畔 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 205(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ホロト川右の沢 (I-32-1100) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字久保内、字東湖畔 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	206(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 蟠溪駅前の沢川 (I-32-1480) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字蟠溪 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 207(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南久保内中の沢川 (I-32-1530) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字南久保内 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 208(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 東川 (II-32-1080) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字仲洞爺、字東湖畔 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 209(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 田中川 (II-32-1110) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字東湖畔 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 210(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 湖神社の沢川 (II-32-1120) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
--	---

有珠郡壮瞥町字東湖畔（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 211(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 長流川左1の沢川（Ⅱ-32-1170） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字滝之町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 212(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 長流川3の沢川（Ⅱ-32-1180） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字久保内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 213(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弁景川左の沢川（Ⅱ-32-1500） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字弁景（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 214(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弁景川右の沢川（Ⅱ-32-1510） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字弁景（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 215(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ヌッパオマナイ中の沢川（Ⅱ-32-1550） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字立香（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 216(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ヌッパオマナイ右の沢川（Ⅱ-32-1560） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字立香（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 217(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ヌッパオマナイ左の沢川（Ⅱ-32-1570） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字立香（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 218(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 学校沢川（Ⅱ-32-1580） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字立香（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 219(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
--	---

立香2の沢川（Ⅱ－32－1600） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字立香（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 220(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 立香中の沢川（Ⅱ－32－1610） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字立香（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 221(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 立香3の沢川（Ⅱ－32－1620） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字立香（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 222(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 壮瞥東湖畔2（Ⅰ－3－331－1971） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字東湖畔（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 223(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 壮瞥上久保内1（Ⅱ－3－198－1371） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字上久保内（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 224(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 壮瞥弁景（Ⅱ－3－200－1373） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字弁景（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 225(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭小橋内町1丁目5（Ⅰ－3－89－1729） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市小橋内町1丁目、築地町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第198号 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。 令和4年3月22日 北海道知事 鈴木直道 1 津波災害警戒区域の表示 (1) 市町村 中川郡幕別町 (2) 大字等 忠類晩成（次の図のとおり） 2 基準水位 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
--	--